

2020年度 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	861,580	保険契約準備金	58,646,060
現金	54	支払準備金	179,010
預貯金	861,526	責任準備金	57,420,217
コールローン	540,086	社員配当準備金	1,046,832
買入金銭債権	172,601	再保険	413
金銭の信託	135	社債	1,321,512
有価証券	62,230,764	その他の負債	2,730,767
国債	23,352,796	売現先勘定	1,014,978
地方債	908,416	借入金	538,317
社債	2,270,187	未払法人税等	37,088
株式	10,640,573	未払金	125,869
外国証券	21,470,903	未払費用	63,731
その他の証券	3,587,886	前受収益	15,804
貸付金	7,430,704	預り金	120,618
保険約款貸付	490,826	預り保証金	86,263
一般貸付	6,939,877	先物取引差金勘定	540
有形固定資産	1,710,689	金融派生商品	652,612
土地	1,148,601	金融商品等受入担保金	51,026
建物	515,676	リース債務	6,756
リース資産	7,038	資産除去債務	5,426
建設仮勘定	22,337	仮受金	11,714
その他の有形固定資産	17,035	その他の負債	17
無形固定資産	189,726	役員賞与引当金	433
ソフトウェア	92,795	退職給付引当金	375,693
その他の無形固定資産	96,930	ポイント引当金	8,528
再保険	350	価格変動準備金	1,521,916
その他の資産	807,455	繰延税金負債	877,504
未収金	90,895	再評価に係る繰延税金負債	101,894
前払費用	20,764	支払承諾	71,228
未収収益	283,709	負債の部合計	65,655,953
預託金	33,678	(純資産の部)	
先物取引差入証拠金	58,114	基金	100,000
先物取引差金勘定	1	基金償却積立金	1,300,000
金融派生商品	232,039	再評価積立金	651
仮払金	2,990	剰余金	494,556
その他の資産	85,260	損失填補準備金	18,993
支払承諾見返	71,228	その他の剰余金	475,563
貸倒引当金	△8,219	危険準備積立金	71,917
投資損失引当金	△32,879	社会厚生福祉事業助成資金	351
		圧縮積立金	71,855
		圧縮特別勘定積立金	2,069
		別段積立金	170
		当期末処分剰余金	329,199
		基金等合計	1,895,208
		その他の有価証券評価差額金	6,642,100
		繰延ヘッジ損益	△161,590
		土地再評価差額金	△57,447
		評価・換算差額等合計	6,423,062
		純資産の部合計	8,318,270
資産の部合計	73,974,223	負債及び純資産の部合計	73,974,223

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデューレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分しております。

 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、全ての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約
 - ④ 上記を除く全ての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除く全ての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除く全ての一時払商品(ユーロ建)契約
3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものの一部については、3 年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前 1 カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

(2) 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

(3) 破綻先および実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は 2,514 百万円(担保・保証付債権に係る額 64 百万円)であります。

7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

10. 2020 年 7 月 2 日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分 4,432 百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替えております。

11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

15. 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020 年 3 月 31 日企業会計基準委員会実務対応報告第 39 号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2018 年度より、一部の個人年金保険契約を対象に 5 年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当期に一括して積み立てております。また、2019 年度より、一部の終身保険契約(一時払契約を含む)について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約(一時払契約を含む)については、6 年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 369,175 百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が 369,175 百万円減少しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号)を当期末より適用しております。
- 当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
- 当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,308,172 百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。企業価値評価額の算定には、子会社等の将来業績や、新型コロナウイルスの影響期間等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第 2 項をご参照ください。
19. 一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえ、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。
- これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20.(1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	113,998	113,998	-
その他有価証券	113,998	113,998	-
買入金銭債権	172,601	179,347	6,745
責任準備金対応債券	150,013	156,759	6,745
その他有価証券	22,588	22,588	-
金銭の信託	135	135	-
売買目的有価証券	135	135	-
有価証券	60,339,883	63,462,340	3,122,457
売買目的有価証券	724,950	724,950	-
責任準備金対応債券	23,526,269	26,494,134	2,967,864
子会社株式及び関連会社株式	128,615	283,208	154,592
その他有価証券	35,960,047	35,960,047	-
貸付金(*3)	7,423,996	7,629,583	205,587
保険約款貸付	490,675	490,675	-
一般貸付	6,933,320	7,138,907	205,587
金融派生商品(*4)	(420,572)	(420,572)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	42,904	42,904	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,476)	(463,476)	-
社債(*3,*5)	(1,321,512)	(1,347,344)	(25,832)
売現先勘定(*5)	(1,014,978)	(1,014,978)	-
借入金(*5)	(538,317)	(539,218)	(901)

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5)社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取り扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、期末日以前 1 カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値または終値によっております。

ロ 株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

期末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れの時価については、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 1,179,556 百万円、その他有価証券 711,324 百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は 50,015 百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表 価額を超えるもの	買入金銭債権	146,825	153,603	6,777
	公社債	19,474,557	22,579,362	3,104,804
	外国証券	120,625	129,870	9,245
	小計	19,742,009	22,862,836	3,120,827
時価が貸借対照表 価額を超えないもの	買入金銭債権	3,188	3,155	△32
	公社債	3,908,605	3,763,027	△145,577
	外国証券	22,481	21,873	△ 607
	小計	3,934,274	3,788,057	△146,217
合計		23,676,283	26,650,893	2,974,609

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	14,297	15,016	718
	公社債	2,337,162	2,530,043	192,880
	株式	3,579,363	9,544,442	5,965,078
	外国証券	15,114,971	18,095,796	2,980,825
	その他の証券	2,142,186	2,360,385	218,199
	小計	23,242,981	32,600,684	9,357,702
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	59,000	58,998	△1
	買入金銭債権	7,596	7,571	△24
	公社債	319,236	312,208	△7,028
	株式	538,025	437,210	△100,814
	外国証券	1,787,530	1,723,573	△63,956
	その他の証券	971,416	956,386	△15,029
	小計	3,682,805	3,495,949	△186,855
合計		26,925,786	36,096,633	9,170,847

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 711,324 百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき 308 百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したのにつき、原則として期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%以下の銘柄

ロ 期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50%超 70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	114,000	-	-	-
その他有価証券	114,000	-	-	-
買入金銭債権	6,109	2,522	40,522	122,515
責任準備金対応債券	109	2,522	40,522	106,758
その他有価証券	6,000	-	-	15,757
有価証券	1,060,176	5,690,269	12,146,617	28,121,646
責任準備金対応債券	381,021	2,801,548	4,376,996	15,930,462
その他有価証券	679,154	2,888,720	7,769,621	12,191,183
貸付金	917,341	2,307,487	1,873,480	1,838,217
社債	-	-	-	1,321,512
売現先勘定	1,014,978	-	-	-
借入金	2,442	15,874	-	520,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 5,099 百万円は含めておりません。

21. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は 1,197,817 百万円、時価は 1,607,373 百万円であります。
- 当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
- また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 3,299 百万円であります。
22. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 29,456 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は 1,014 百万円、延滞債権額は 25,806 百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3 カ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は 2,635 百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は 2,448 百万円、延滞債権額は 66 百万円それぞれ減少しております。
23. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,152,548 百万円であります。
24. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,227,305 百万円であります。
- なお、負債の額も同額であります。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は 62,548 百万円、金銭債務の総額は 6,990 百万円であります。
26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------|---------------|
| イ 当期首現在高 | 1,043,785 百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額 | 185,145 百万円 |
| ハ 当期社員配当金支払額 | 203,557 百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 21,458 百万円 |
| ホ 当期末現在高(イ+ローハ+ニ) | 1,046,832 百万円 |

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 520,000 百万円が含まれております。

また、2021 年 5 月 11 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000 億円
利 率	2031 年 5 月 11 日まで 年 0.97% (固定金利) 2031 年 5 月 12 日以降 固定金利 (ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
返済期限	2051 年 5 月 11 日の 3 銀行営業日前 (2031 年 5 月 11 日およびその 5 年後ごとの応当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券 2,002,158 百万円、土地 252 百万円、建物 40 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 1,014,997 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 946,842 百万円および売現先勘定 1,014,978 百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 子会社等の株式および出資金の総額は 1,308,172 百万円であります。

なお、当社は、少額短期保険子会社 (以下「新会社」という) の設立に向け、2021 年 4 月 30 日にニッセイ少額短期設立準備株式会社 (以下「準備会社」という) を設立しております。

- ①新会社設立の目的
- ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。
- ②準備会社の概要
- イ 社名 ニッセイ少額短期設立準備株式会社
- ロ 本店所在地 東京都千代田区
- ハ 資本金 5 億 9,999 万円 (資本準備金含む)
- ③設立の時期
- 2021 年 4 月 30 日
- ④準備会社の設立後の持分比率
- 100%
- ⑤その他
- 新会社の設立に際しては、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 2,843,542 百万円であります。

32. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 389,126 百万円であります。

33. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 343,726 百万円であります。

34. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は 72,187 百万円であります。
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	631,072 百万円
ロ 勤務費用	27,316 百万円
ハ 利息費用	3,786 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	4,388 百万円
ホ 退職給付の支払額	△40,874 百万円
ヘ 期末における退職給付債務(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	625,689 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	238,608 百万円
ロ 期待運用収益	3,221 百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	11,991 百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,681 百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,002 百万円
ヘ 期末における年金資産(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	243,500 百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	250,573 百万円
ロ 年金資産	△243,500 百万円
	7,072 百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	375,115 百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△11,765 百万円
ホ 未認識過去勤務費用	5,271 百万円
ヘ 退職給付引当金(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	375,693 百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	27,316 百万円
ロ 利息費用	3,786 百万円
ハ 期待運用収益	△3,221 百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	5,223 百万円
ホ 過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ 確定給付制度に係る退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	31,787 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	49.8%
ロ 現金及び預貯金	20.6%
ハ 外国証券	19.9%
ニ 国内債券	6.0%
ホ 国内株式	3.7%
ヘ 合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 2,249 百万円です。

36. (1) 繰延税金資産の総額は 1,812,734 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,624,769 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 65,469 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,084,110 百万円、価格変動準備金 424,614 百万円および退職給付引当金 104,818 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,542,367 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

- (2) 当期における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△22.4%であります。

37. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

38. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 213 百万円であります。

39. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は 6,481,161 百万円であります。